

日医発第 2376 号(情シ)(保険)  
令和 5 年 3 月 20 日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会 常任理事  
長島 公之  
(公印省略)

## オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る 経過措置の申請期限等について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。  
オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置について、日医発第 1864 号(情シ)(保険)「オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置について」、日医発第 2042 号(保険)「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について」にて、経過措置やその届出方法等をお知らせいたしました。

経過措置の届出期限につきまして、**令和 5 年 3 月 31 日**までとなっております、期限が迫ってきております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 経過措置の届出期限

経過措置の届出期限につきまして、**令和 5 年 3 月 31 日**までとなっております。経過措置を受ける予定でまだ届出を行っていない医療機関は**令和 5 年 3 月 31 日**までに経過措置の届出をお願いします。

### 2. 経過措置についての詳細

経過措置については下記の医療機関等向けポータルサイトをご参照ください。  
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/post-21.html>

やむを得ない事情
(1)令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局（システム整備中）
(2)オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局（ネットワーク環境事情）
(3)訪問診療のみを実施する保険医療機関
(4)改築工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局
(5)廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局
(6)その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局 ア 自然災害等により継続的に導入が困難となる施設 イ 高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない施設（目安として、令和5年4月時点で常勤の医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が50件以下） ※「65～69歳」「70～74歳」「75～79歳」「80～84歳」「85歳以上」の中から選択いただく年齢区分とレセプトの月平均件数を基に経過措置の対象となるかについて個別に判断します。 ウ その他例外措置又は(1)～(5)の類型と同視できる特に困難な事情がある施設例えば、上記(1)～(5)又はア・イの条件を満たす項目と同視できる事情を複数抱えている場合（「常勤の医師等が65～69歳でレセプト件数が月平均50件を若干超える」かつ「令和7年内に閉院を予定している」といった場合等）

第1号～第5号や第6号ア・イでは認められない場合でも、第6号ウを選択し、これらの類型と同視できる事情を複数抱えている旨（例えば、個々の類型の要件は満たさないが、それに近い事情を複数抱えていること）が分かる具体的な事情を記入欄に記載いただくことで届出が有効と認められる場合がありますので、ご検討ください。

また上記サイトの中段以降では Q&A が掲載されております。そのうちのいくつかをご紹介します。

● 4. オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置について

【共通】

Q14：オンライン資格確認の導入義務化の例外（紙レセプト請求機関）についても、オンライン資格確認を導入しない場合は、経過措置の届出は必要か。

A14：必要ございません。

【やむを得ない事情（6）その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局】

Q5：第6号による届出は、オンライン資格確認の導入義務化の例外措置又は第1号から第5号までの類型と同視できる特に困難な事情があるかについて

個別に判断がなされるものとされているが、「特に困難な事情」があることが確認できなかった場合、医療機関・薬局には連絡があるか。

**A5 :** 届出の記載内容から、オンライン資格確認の導入が特に困難な事情に当たることが確認できず、有効な届出とは確認できなかった場合、その旨を医療機関・薬局に連絡することとしています。

具体的には、アカウント登録済みの医療機関・薬局がポータルサイトのフォームから届出を行った場合は、登録されたメールアドレス宛に確認結果の連絡を行うこととしており、また、その他の医療機関・薬局については、医療機関・薬局の所在地宛に確認結果を郵送することとしています。

**Q6 :** 上記のとおり、第 6 号として有効な届出とは確認できなかった旨の連絡があり、そのまま未導入の状態でも令和 5 年 4 月 1 日を迎えた場合、医療機関・薬局は、療養担当規則等に違反することとなるか。

**A6 :** 1 月 27 日から経過措置の届出を受け付けていますが、特に第 6 号の届出内容の確認には一定の時間を要しています。今後、届出の要件に該当することが確認できなかった旨の連絡をさせていただくこととなる保険医療機関・薬局については、3 月末までにオンライン資格確認を導入することが事実上困難であることが想定されることから、直ちに療養担当規則等に違反する状態とならないよう、厚生労働省において、必要な経過的な取扱いを講じることとしています。

以上